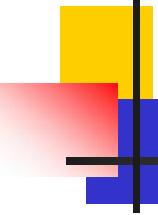


# 税制改正大綱の概略と 改正スケジュール

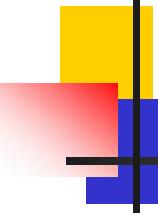
# 主な税制改正のスケジュール

	▼ 2016/4	▼ 2017/4	▼ 2018/4	▼ 2019/4	2020/1	増税
			2018/1		2019/10	減税
法人税	法人実効税率引下げ 29.97% (▲2.14%)		法人実効税率引下げ 29.74% (▲2.37%)			
	所得拡大税制 要件緩和と控除拡大	所得拡大税制 要件見直しと控除拡大				
	特定中小企業者が経営改善設備を 取得した場合の特別償却等			2021年まで2年 延長		
相続税			事業承継税制の特例（10年間） 猶予割合80%→100%			
			小規模宅地等の見直し 家なき子・賃付事業用の対象縮小			
				小規模宅地等の見直し 特定事業用宅地等の対象縮小		
				教育資金一括贈与・結婚子育て資金贈与 受贈者の所得要件追加		
所得税			配偶者控除・配偶者特別控除の見直し			
			積立NISAの創設			
				給与所得控除の引下げ 控除額上限220万円→195万円		
				新しい住宅ローン減税の創設		
消費税	税率8%			税率10%		



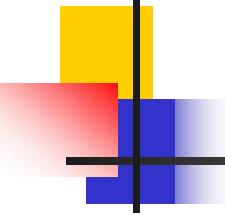
# 平成31年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内容	適用時期等
法人事業税の税率改正	①法人事業税の一部を分離して、 <u>特別法人事業税（仮称）</u> 等が創設されます。 ②①の創設に伴い、法人事業税の税率が引き下げられます。	①② 2019年10月1日以後に開始する事業年度に適用
中小企業者等の法人税の軽減税率の期限延長	①中小企業者等の法人税の <u>軽減税率15%</u> （本則19%）が2年延長されます。	2021年3月31日までの開始事業年度まで延長
研究開発税制の見直し	①試験研究費の総額に係る <u>税額控除制度</u> について、税額控除率が見直されたうえ、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限が当期の法人税額の40%（現行25%）に引き上げられます。 ②試験研究費の額が <u>平均売上金額の10%</u> を超える場合における控除税額の上限の上乗せ特例について、一定の改組の上、その適用期限が2年延長されます。 ③試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率の <u>上限が14%</u> （原則10%）となり、特例の適用期限が2年延長されます。 ④ <u>中小企業技術基盤強化税制</u> について、増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例に見直され、その適用期限が2年延長されます。	① - ④ 2021年3月31日までに開始する事業年度まで延長
中小企業投資促進税制の2年延長	①青色申告書を提出する中小企業者が適用対象資産を取得等した場合に <u>特別償却（最大30%）</u> 等できる制度の適用期限が2年延長されます。	2021年3月31日までの取得等について適用
中小企業経営強化税制の2年延長	①青色申告書を提出する中小企業者等が <u>中小企業等経営強化法</u> の認定を受けた経営力向上計画に基づき適用対象資産を取得等をし、指定事業の用に供した場合に、 <u>特別償却（最大100%）</u> 等できる制度の適用期限が2年延長されます。	2021年3月31日までの取得等について適用



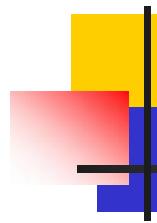
# 平成31年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内容	適用時期等
特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特例の2年延長	①青色申告書を提出する法人で認定経営革新等支援機関による経営の改善に関する指導及び助言を受けた中小企業者等が適用対象資産を取得等をし、指定事業の用に供した場合に特別償却（最大30%）等できる制度の適用期限が2年延長されます。	2021年3月31日までの取得等について適用
中小企業等経営強化法の改正に伴う特別償却制度の創設	①中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者のうち、同法の事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けたものが、同法の改正法の施行日から2021年3月31日までの間に、その認定に係る一定の設備等の取得等をした場合に特別償却（最大20%）できる制度が創設されます。	中小企業等経営強化法の改正の施行日から2021年3月31日までの間の取得等について適用
中小企業向けの各租税特別措置等における「みなし大企業」の見直し	①中小企業向けの各租税特別措置法等におけるみなし大企業の範囲について、以下の法人が追加されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大法人（資本金5億円以上等の法人）の100%子法人</li> <li>・100%グループ内の複数の大法人に発行済株式または出資の全部を保有されている法人</li> </ul>	大綱に明記されず
移転価格税制等の見直し	①移転価格税制の独立企業間価格の算定方法として、いわゆるDCF法が追加されます。           ②移転価格税制の更正期間及び更正の請求の期間等が7年（現行：6年）に延長されます。           ③過大支払利子税制について、国内利子は制限対象外とされます。損金不算入額は対象純支払利子等の額が調整所得金額の20%（現行50%）を超える場合に拡大されます。	2020年4月1日以後に開始する事業年度から適用



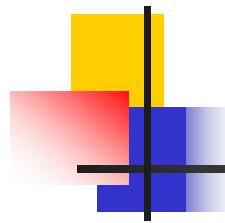
## 平成31年度税制改正大綱 概略 ②相続税

項目	内容	適用時期等
個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設 (相続税・贈与税)	<p>①一定の認定を受けた相続人が相続等により<u>特定事業用資産</u>を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、一定の<u>相続税の納税が猶予されます。</u></p> <p>②①の特定事業用資産は、被相続人の事業（不動産貸付事業等を除く）の用に供されていた<u>土地（面積400m<sup>2</sup>までの部分に限る）</u>、<u>建物（床面積800m<sup>2</sup>までの部分に限る）</u>及び建物以外の<u>一定の減価償却資産</u>で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されるものとされます。</p> <p>③贈与税についても同様の制度が創設されます。</p>	2019年1月1日から 2028年12月31日までの相続等、贈与に適用
特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例の見直し	①相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が小規模宅地等の特例適用対象外となります（その宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、その宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く）。	2019年4月1日以後の相続等から適用（同日前から事業の用に供されている宅地等は除く）
教育資金の一括贈与非課税措置の見直し	<p>①適用期限が2021年3月31日まで延長されます。</p> <p>②受贈者の前年の<u>合計所得金額</u>が1,000万円を超える場合は適用対象外となります。</p> <p>③贈与者の<u>相続開始前3年以内の贈与</u>について、受贈者が23歳未満である等一定の場合を除き、相続税の課税対象となります。</p>	<p>②2019年4月1日以後の贈与から適用</p> <p>③2019年4月1日以後に贈与者が死亡した相続等から適用</p>
結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し	<p>①適用期限が2021年3月31日まで延長されます。</p> <p>②受贈者の前年の<u>合計所得金額</u>が1,000万円を超える場合は適用対象外となります。</p>	②2019年4月1日以後の贈与から適用



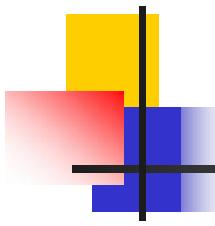
## 平成31年度税制改正大綱 概略 ②相続税

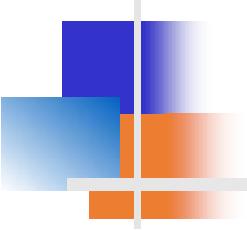
項目	内容	適用時期等
配偶者居住権等の評価の創設	<p>民法改正に伴い<u>配偶者居住権等</u>の財産評価額が下記のようになります。</p> <p>①居住建物（配偶者居住権が設定された建物）： 建物の時価 × (残存耐用年数 - 存続年数) / 残存耐用年数 × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率</p> <p>②配偶者居住権：建物の時価 - ①</p> <p>③居住建物の土地所有権： 土地等の時価 × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率</p> <p>④配偶者居住権（敷地に関する権利）：土地の等の時価 - ③</p>	(民法) 配偶者居住権の創設は 2020年4月1日
その他民法の改正に伴う見直し	<p>①<u>相続税の未成年者控除</u>の対象となる相続人の年齢が<u>18歳未満</u>（現行20歳未満）に引き下げられます。</p> <p>②<u>相続時精算課税制度</u>等の受贈者の年齢要件が<u>18歳以上</u>（現行20歳以上）に引き下げられます。</p>	2022年4月1日以後の相続等または贈与から適用
事業承継税制の手続きの見直し	<p>①一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が<u>資産保有型会社・資産運用型会社</u>に該当した場合においても、その該当した日から6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の<u>取消事由</u>に該当しないことになります。</p>	大綱に明記されず



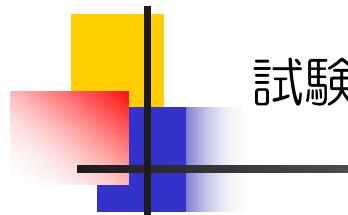
## 平成31年度税制改正大綱 概略 ③所得税

項目	内容	適用時期等
新しい住宅ローン減税の創設	①消費税等の税率が10%である住宅等を取得し、 <u>2019年10月1日から2020年12月31日</u> までの間に居住の用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例が創設され、適用年の <u>11年目から13年目</u> も一定の特別控除が受けられるようになります。	2019年の所得税から適用
被相続人の居住用財産（空き家）を売却した時の特例の拡充・延長	①空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例について、適用期限が2023年12月31日まで延長されます。 ②被相続人が <u>老人ホームに入居</u> していた等の一定の場合も適用の対象となります。	①2023年12月31日まで延長 ②2019年4月1日以後の譲渡について適用
NISAの利用開始年齢の引き下げ	①民法の改正に伴い、 <u>NISA</u> の利用開始年齢が <u>18歳以上</u> （現行20歳以上）に引き下げられます。 ②①と同様に <u>ジュニアNISA</u> の非課税期間が <u>18歳</u> （現行20歳）に引き下げられます。	①② 2023年1月1日以後に開設される口座等に適用
ふるさと納税	以下の基準に適合する都道府県等をふるさと納税（税額控除）の対象として指定されます。 ①寄付金の募集を適正に実施する都道府県等 ②①の都道府県等が返礼品を送付する場合には、 <u>返礼品を地場産品</u> に限定し、その <u>返礼割合</u> も3割以下であること。	2019年6月1日以後に支出された寄付金から適用





# 法人課稅



## 試験研究費の総額に係る税額控除①

### ポイント

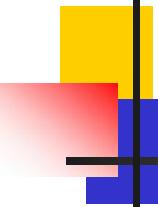
- ・総額型の税額控除率は現行の6~10%（2年間は6~14%）と同様になります。
- ・総額型の税額控除率の計算方法が見直されます。
- ・研究開発を行う一定のベンチャー企業について、税額控除の上限が40%へ引き上げられます。

### 改正内容

項目	現 行		改正案
試験研究費の総額に係る税額控除（総額型）	増減割合	控除率	増減割合
	5%超	$9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$ 但し上限10%（2年間に限り14%）	8%超
	△25%以上 5%以下	$9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$	8%以下
	△25%未満	6%	$9.9\% - (8\% - \text{増減割合}) \times 0.175$ 但し下限6%
増減割合＝ $\frac{(\text{試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額})}{\text{比較試験研究費の額}}$		増減割合＝ $\frac{(\text{試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額})}{\text{比較試験研究費の額}}$	
税額控除の上限	法人税額の25%		一定のベンチャー企業のみ法人税額の40%（※1、※2） ※1 設立後10年以内、かつ、翌期繰越欠損金を有する研究開発を行う一定のベンチャー企業が対象（大法人の子会社等は除きます） ※2 上記以外の会社は現行のまま

### 適用時期

2021年3月31日までに開始する事業年度まで適用



## 試験研究費の総額に係る税額控除②

### ポイント

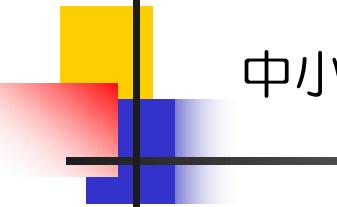
- 現行の高水準型の上乗せが廃止となります。
- 総額型の控除限度額に対する上乗せは現行のままとなります。
- 新たに総額型の税額控除率に対する上乗せが可能となります。

### 改正内容

項目	現 行	改正案
上乗せ措置	<p>試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合</p> <p>◆高水準型の上乗せ措置（※2）</p> <p>上乗せ額＝（試験研究費の額－平均売上金額×10%） ×控除率（※1）</p> <p>※1 控除率＝（試験研究費割合－10%）×0.2</p> <p>※2 ただし、法人税額×10%が限度</p> <p>◆高水準型の上乗せ措置に代わる措置（※3）</p> <p>上乗せ額＝法人税額×（試験研究費割合－10%）×2</p> <p>※3 ただし、法人税額×10%が限度</p>	<p>試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合</p> <p>◆高水準型の上乗せ <b>廃止</b></p> <p>◆総額型の控除限度額に上乗せ（現行同様）（※4）</p> <p>上乗せ額＝法人税額×（試験研究費割合－10%）×2</p> <p>※4 ただし、法人税額×10%が限度</p> <p>◆総額型の税額控除率への上乗せ措置</p> <p>上乗せ措置後の税額控除率（※7）＝ 通常の控除率＋上乗せ率</p> <p>上乗せ率＝通常の控除率（※5）×控除割増率（※6）</p> <p>※5 総額型の通常の税額控除率（2年間に限り6～14%、原則6～10%）詳細は「試験研究費の総額に係る税額控除」を参照</p> <p>※6 （試験研究費割合-10%）×0.5 ただし、控除割増率の上限は10%とする。</p> <p>※7 上限は2年間に限り14%（原則10%）</p>

### 適用時期

2021年3月31日までに開始する事業年度まで適用



## 中小企業技術基盤強化税制の上乗せ措置（法人税・法人住民税）

### ポイント

中小企業技術基盤強化税制の上乗せ措置について、増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例が8%を超える場合の特例に見直されたうえで、2年延長されます。

### 改正内容

項目	現行	改正案
中小企業技術基盤強化税制	<p>試験研究費の増加割合が5%超の場合 (2017年度より2年間の時限措置)</p> <p>◆税額控除額（次のいずれか小さい額）</p> <p>1.試験研究費の額×控除率（※1）</p> <p>※1 控除率=12%+（増加割合-5%）×0.3 ただし、控除率の上限は17%</p> <p>2.法人税額×（25%+10%） 前項の高水準型との選択適用</p>	<p>試験研究費の増加割合が8%超の場合 (2年間の時限措置)</p> <p>◆税額控除額（次のいずれか小さい額）</p> <p>1.試験研究費の額×控除率（※2）</p> <p>※2 控除率=12%+（増加割合-8%）×0.3 ただし、控除の上限は17%</p> <p>2.法人税額×（25%+10%）</p> <p>※現行の高水準型は廃止</p> <p>◆試験研究費の増加割合に関わらず、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合</p> <p>3.税額控除率（※3）=通常の控除率+上乗せ率 上乗せ率=（試験研究費割合-10%）×0.5</p> <p>※3 税額控除率の上限は17%</p>

### 適用時期

2021年3月31日までに開始する事業年度まで適用

# 特別試験研究費の額に係る税額控除（法人税・法人住民税）

## ポイント

- ・オープンイノベーション型の支援対象が拡充されます。
- ・研究開発型ベンチャーと共同研究・委託研究をおこなう場合の控除率が引き上げられます。

## 改正内容

項目	現行		改正案	
特別試験研究費に係る税額控除 (オープンイノベーション型)	共同試験研究	特別研究機関等・大学等	30%	特別研究機関・大学等
		その他の者（民間企業、民間研究所、公設試験研究所等） ・技術研究組合	20%	研究開発型ベンチャー企業（※1）
	委託試験研究	特別研究機関等・大学等	30%	特別研究機関等・大学等
		中小企業者・公益法人・ 地方公共団体の機関・地方独法等	20%	研究開発型ベンチャー企業（※1、※2）
税額控除の上限	法人税額の5%		法人税額の10%	

※1 「研究開発型ベンチャー企業」とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者でその発行する株式の全部又は一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるものその他これに準ずるものをいいます。

※2 基礎、応用研究または知財利用を目的とした研究開発に限り、単なる外注等を除きます。

(出典：経済産業省資料)

## 適用時期

2021年3月31日までに開始する事業年度まで適用

# 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（法人税・法人住民税）

## ポイント

中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する15%の軽減税率の適用期限が2年延長されます。

## 改正内容

### ■ 現行及び改正案の税率対照表

法人および所得の区分		現行 (2018.4.1～ 2019.3.31)	現行 (2019.4.1～ 2021.3.31)	改正案 (2018.4.1～ 2019.3.31)	改正案 (2019.4.1～ 2021.3.31)
		法人税率	法人税率	法人税率	法人税率
中小法人（※1）、 一般社団法人等及び 人格のない社団等	年400万円以下の金額	15%	19%	15%	15%
	年400万円超 年800万円以下の金額				
	年800万円超の金額	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%
中小法人以外の普通法人（※3）		23.2%	23.2%	23.2%	23.2%

※1 中小法人とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人（みなし大法人（※2）を除く）をいいます。

※2 みなし大法人とは、次に掲げる法人をいいます。

①大法人（※3）の100%子法人

②100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

※3 資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人、相互会社若しくは外国相互会社（常時使用従業員数が1,000人超のものに限る）又は受託法人の100%子法人をいいます。

## 適用時期

2021年3月31日までに開始する事業年度まで適用

# 中小企業投資促進税制（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

## ポイント

中小企業投資促進税制の適用期限が2年延長されます。

## 改正内容

中小企業者等で青色申告書を提出するものが、2021年3月31日までの期間に新品の特定機械装置等を取得し、又は製作して、これを国内にあるその中小企業者等の指定事業の用に供した場合には、その特定機械装置等のにつき取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の法人及び個人事業主のみ）のいずれかの適用が可能となります。

区分	内容	
対象資産	<ul style="list-style-type: none"><li>① 1台160万円以上の機械装置</li><li>② 1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上の一定の測定工具及び検査器具</li><li>③ 一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上のソフトウェア (複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く)</li><li>④ 車両総重量3.5 t 以上の貨物自動車</li><li>⑤ 内航海運業の用に供される船舶（取得価額の75%が対象）</li></ul>	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます)一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、情報通信業、駐車場業、損害保険代理業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学術支援業、医療、福祉業、協同組合及びサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、他の事業サービス業）※不動産業、物品賃貸業、電気業、水道業、娯楽業（映画業を除く）等、性風俗関連特殊営業に該当する事業は対象となりません。	
税制措置	資本金3,000万円超1億円以下の法人	30%特別償却（税額控除なし）
	資本金3,000万円以下の法人 個人事業主（従業員数1000人以下）	30%特別償却又は7%税額控除

## 適用時期

2019年4月1日から2021年3月31日までの取得等の場合に適用

# 特定経営力向上設備・経営改善設備の特別償却等（法人税・所得税）

## ポイント

中小企業等経営強化税制について、商業・サービス業・農林水産業活性化税制がそれぞれ、範囲の明確化及び適正化がおこなわれた上で、2年延長されます。

## 改正内容

### ■中小企業等経営強化税制

中小企業者（※）等が行う、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備（特定経営力向上設備）投資について、即時償却又は税額控除のいずれかの適用が可能となります。

※ 中小企業者とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人（ただし下記の会社を除く）をいいます。

①大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人もしくは資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける子会社

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社

（注）みなしだ企業については、改正案により対象が拡充されます。詳細は「中小企業向け各租税特別措置法等におけるみなしだ企業の範囲の見直し②」をご参照ください。

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	① 経営強化法の認定 ② 生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	① 経営強化法の認定 ② 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械装置（160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上）（試験・測定機器、冷凍陳列棚等） ◆建物付属設備（60万円以上）（ボイラー、LED証明、空調等） ◆ソフトウェア（70万円以上）（情報を収集・分析・指示する機能）	◆機械装置（160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物付属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成すること※2/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと等	
税制措置	即時償却又は7%税額控除（資本金3,000万円以下もしくは個人事業主は10%）	

※2 事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物付属設備等は対象外

（出典：経済産業省資料）

# 特定経営力向上設備・経営改善設備の特別償却等（法人税・所得税）

## ポイント

中小企業等経営強化税制について、商業・サービス業・農林水産業活性化税制がそれぞれ、一定の改正の上、2年延長されます。

## 改正内容

### ■商業・サービス業・農林水産業活性化税制

商業・サービス業を営む中小企業者（※）等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備又は器具・備品（経営改善設備）を取得し、その法人の指定事業（貸付の用を除きます）の用に供した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の法人及び個人事業主のみ）のいずれかの適用が可能となります。

※ 中小企業者とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人（ただし下記の会社を除く）をいいいます。

- ①大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人もしくは資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける子会社
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社

（注）みなし大企業については、改正案により対象が拡充されます。詳細は「中小企業向け各租税特別措置法等におけるみなし大企業の範囲の見直し②」をご参照ください。

設備	要件
器具及び備品	1台または1基の取得価額が30万円以上のもの（新品のものに限ります）
建物付属設備	一の取得価額が60万円以上のもの（新品のものに限ります）

### 改正案

経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることが適用要件に加えられます



## 適用時期

2019年4月1日から平成2021年3月31日までの間に取得等及び事業の用に供したものについて適用

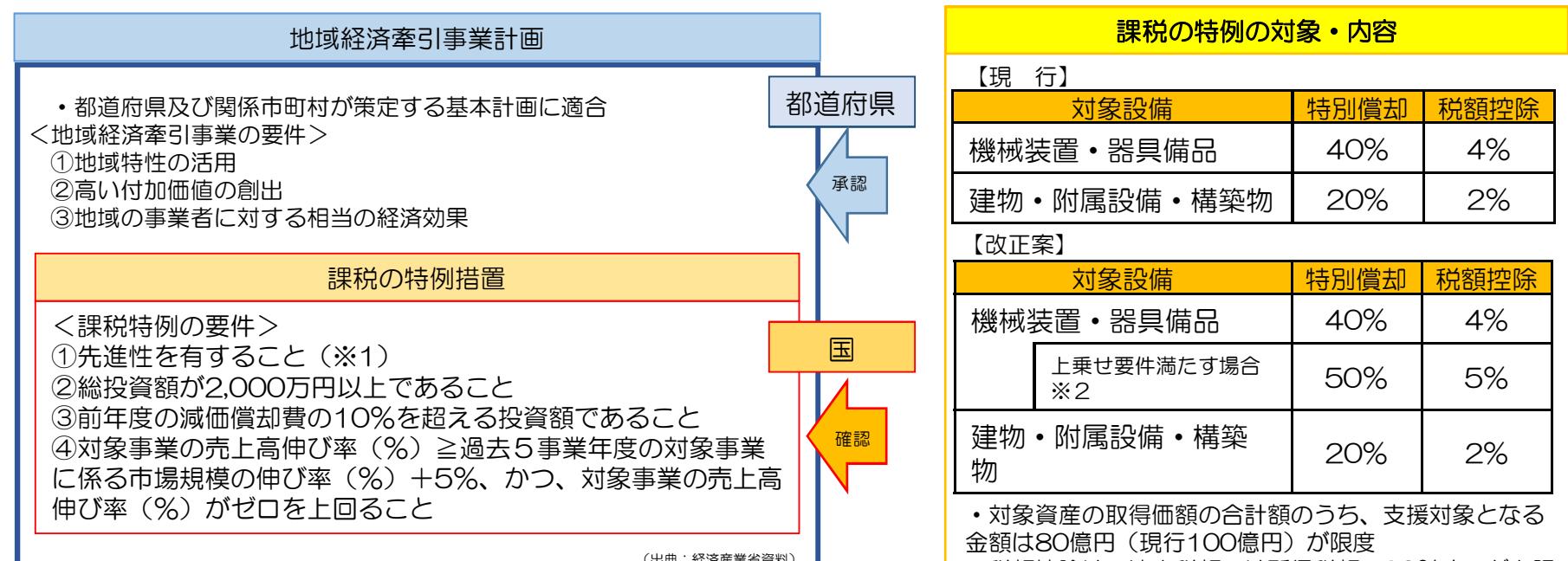
# 地域未来投資促進税制（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

## ポイント

地域未来投資促進税制の適用期限が2年延長されます。  
また、一定の要件を満たす場合には、特別償却率又は税額控除率が引き上げられます。

## 改正内容

市町村及び都道府県が策定し国が同意した基本方針に沿って、事業者（青色申告法人）が策定する地域経済牽引事業計画を都道府県知事が承認した場合における、当該計画に定められた施設又は設備で、その計画に沿って行う地域経済牽引事業の用に供するもののうち2,000万円以上の投資について、特別償却と税額控除との選択適用ができる制度が延長・拡充されます。



※1 一定の事業の実施場所が2017年7月31日以前に発生した特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区である場合には、その計画承認日が特定非常災害発生日から5年（現行3年）を経過していないときは、先進性に関する基準を満たすものとされます。

※2 上乗せ要件とは、承認地域経済牽引事業について主務大臣の確認を受ける事業年度の前事業年度の付加価値額がその確認を受ける事業年度の前々事業年度の付加価値額より8%以上増加していることをいいます。

## 適用時期

2019年4月1日から2021年3月31日までに取得・事業の用に供したものについて適用

# 中小企業者の特定事業継続力強化設備等の特別償却（法人税・所得税）

## ポイント

- ・中小企業が災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備に対して、その取得価額の20%の特別償却ができる制度が創設されます。
- ・事業者が作成した事前対策のための計画を、経済産業大臣が認定後、認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置が適用されます。

## 改正内容

中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者（※1）のうち、同法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画（仮称）の認定を受け、適用期間内に、その計画に係る特定事業継続力強化設備等（※2）の取得等をし、事業の用に供した場合には、取得価額の20%の特別償却ができる措置が講じられます。

- ※1 「中小企業者」…中小企業等経営強化法の中小企業者であって租税特別措置法第42条の4第8項第6号の中小企業者その他これに準ずる法人に該当するもの（中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものは除外）
- ※2 「特定事業継続力強化設備等」…中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備等（仮称）として認定事業継続強化計画又は認定連携事業継続力強化計画（仮称）に記載された機械装置、器具備品及び建物付属設備のうち、一定の規模以上のもの（※3）
- ※3 「一定規模以上のもの」…以下の要件を満たすもの

設備等の種類	一定規模以上の基準
① 機械装置	1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの
② 器具備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
③ 建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

経済産業大臣

②申請 ↑ ↓ ③認定

①「強化計画」（仮称）策定

【対象事業者】

中小企業・小規模事業者

【計画記載事項】

- ・取組内容・実施期間
- ・防災・減災設備の内容 等

⑤税制優遇 ↑ ↓ ④税務申告

所轄の税務署

（出典：経済産業省資料）

## 適用時期

中小企業等経営強化法（改正法）の施行の日から2021年3月31日までの間に取得等し、事業の用に供した場合に適用

# 中小企業向け各租税特別措置法等におけるみなし大企業の範囲の見直し①

## ポイント

一定の投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した中小企業者について、みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その組合員の出資をした独立行政法人中小企業基盤整備機構の有する株式が除外されます。

## 改正内容

### 1. 中小企業者の要件

以下のいずれかの要件を満たす法人をいいます。

中小企業者の判定要件		改正内容
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 (ただし、以下のいずれかのみなし大企業の判定要件を満たす法人を除く)		—
(1) みなし大企業 の判定要件	同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人	① 事業承継ファンドに株式を保有されている場合の措置 ② 大規模法人の判定対象となる法人の範囲の拡充の措置 ③ 自己の株式または出資がある場合の措置
	2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人	
(2)	資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人	—

### 2. 事業承継ファンドを通じて株式を保有されている場合の措置（上記①）

中小企業等経営強化法の事業再生投資計画の認定に係る投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した中小企業者について、一定の対象制度（※）のみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をした独立行政法人中小企業基盤整備機構の有する株式を除外する措置が講じられます。

※ 一定の対象制度

中小企業投資促進税制、特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度、中小企業経営強化税制、被災代替資産等の特別償却制度、中小企業者の特定事業継続力強化設備等の特別償却制度

## 適用時期

明記なし

# 中小企業向け各租税特別措置法等におけるみなし大企業の範囲の見直し②

## ポイント

みなし大企業の判定において、「大法人の100%子法人」、「100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人」を大規模法人に加えるとともに、その判定対象となる法人の発行済株式又は出資からその有する自己の株式又は出資が除外されます。

## 改正内容

### 1. みなし大企業の判定要件

以下のいずれかの要件を満たす法人は、みなし大企業に該当します。

みなし大企業の判定要件		改正内容
(1)	同一の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人	① 事業承継ファンドに株式を保有されている場合の措置 ② 大規模法人の判定対象となる法人の範囲の拡充の措置 ③ 自己の株式または出資がある場合の措置
(2)	2以上の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人	

### 2. みなし大企業の判定における大規模法人の範囲の改正（上記②）

みなし大企業の判定において、大規模法人の範囲について以下の改正がおこなわれます。

	現 行	改正案	改正内容
(1)	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	—
(2)	資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人	資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人	—
(3)	—	大法人（※）の100%子法人	追加
(4)	—	100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人	追加

※ 大法人…資本金の額もしくは出資金の額が5億円以上である法人、相互会社若しくは外国相互会社（常時使用従業員数が1,000人超のものに限る）又は受託法人

### 3. 発行済株式又は出資から自己の株式又は出資の除外（上記③）

みなし大企業の判定において、判定対象となる法人の発行済株式又は出資から、自己の株式又は出資が除外されます。

## 適用時期

明記なし

# 東日本大震災への対応①

## ポイント

復興産業集積区域等において機械を取得した場合の特別償却等の拡充がおこなわれます。

## 改正内容

### 1. 現行制度の概要

2021年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除のいずれかを適用できます。

【現 行】	特別償却の割合		税額控除の割合	
取得時期	~2019年3月31日	2019年4月1日～ 2021年3月31日	~2019年3月31日	2019年4月1日～ 2021年3月31日
機械・装置	50%（福島県：即時償却）	34%（福島県：即時償却）	15%	10%（福島県15%）
建物・構築物	25%	17%（福島県25%）	8%	6%（福島県8%）

### 2. 改正案の概要

本特例措置について、津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）に限り、2019年4月1日から2021年3月31日までに取得等し事業の用に供した機械・装置又は建物等について、2019年3月31日までに取得等したものと同じ特別償却又は税額控除の率に拡充されます。

【改正案】	特別償却の割合		税額控除の割合	
取得時期	~2019年3月31日	2019年4月1日～ 2021年3月31日	~2019年3月31日	2019年4月1日～ 2021年3月31日
機械・装置	50%（福島県：即時償却）	50%・34% (福島県：即時償却)	15%	15%・10% (福島県15%)
建物・構築物	25%	25%・17% (福島県25%)	8%	8%・6% (福島県8%)

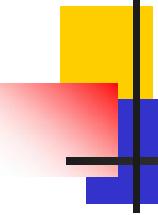
(注) 下線は、雇用等被害地域を含む市町村の区域内の場合の割合

# 東日本大震災への対応②

## 改 正 内 容

### 【東日本大震災への対応】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 企業立地促進区域等における機械を取得した場合の特別償却等（延長）	企業立地促進地域において機械等を取得した場合の特別償却（※1）又は税額控除（※2）制度について、旧緊急時避難準備区域以外に区域につき、福島県知事に認定を受ける期間及び適用期間の末日を避難指示解除日等から7年（現行：5年）を経過する日となります（所得税についても同様となります）。
(2) 避難解除区域等における機械を取得した場合の特別償却等（延長）	避難解除区域等において機械等をした取得した場合の特別償却（※1）又は税額控除（※2）制度について、旧緊急時避難準備区域以外の区域につき、福島県知事の確認を受ける期間及び適用期間の末日を避難指示解除日等から7年（現行：5年）を経過する日となります（所得税についても同様となります）。 ※1 機械装置：即時償却、建物等：25%   ※2 機械装置：15%、建物等：8%
(3) 復興産業集積区域の被災雇用者等を採用した場合における税額控除制度	復興産業集積区域内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に支給する給与等について、税額控除率を引き上げる措置の適用期限が2年延長されます（所得税についても同様となります）。
(4) 企業立地促進区域における避難対象雇用者等を採用した場合の税額控除制度	旧緊急時避難準備区域以外の区域について、福島県知事の認定を受ける期間の末日を避難指示解除日等から7年（現行：3年）を経過する日となります。
(5) 避難解除区域等の避難対象雇用者等を採用した場合における税額控除制度	旧緊急時避難準備区域以外の区域について、福島県知事の認定を受ける期間の末日を避難指示解除日等から7年（現行：3年）を経過する日となります。

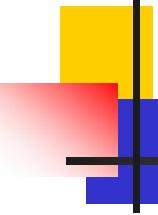


## 東日本大震災への対応③

### 改 正 内 容

#### 【東日本大震災への対応】

項目	取扱い（適用期限等）
(6) 復興産業集積区域の開発研究用資産の特別償却制度	復興産業集積区域内にある開発研究のための資産について、特別償却率を引き上げる措置の適用期限が2年延長されます（所得税についても同様となります）。
(7) 震災特例法に係る被災代替資産等の特別償却	対象資産：被災代替資産等（漁船以外の船舶を除く） 適用期限：2年延長（所得税についても同様）
(8) 帰還環境整備推進法人の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用除外	対象法人：帰還環境整備推進法人 対象資産：帰還環境整備推進計画によって集約化される避難解除区域等内にある土地等の譲渡 取扱い：関係法令の改正を前提に、土地譲渡益に対する追加課税制度の適用除外



# 法人事業税の税率の改正①

## ポイント

法人事業税（所得割・収入割）の標準税率が2019年10月1日以後に開始する事業年度から下記のようになります。

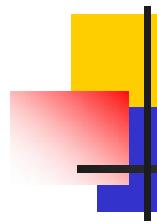
## 改正内容

### ■ 現行及び改正案の税率対照表

区分	2016年4月1日から 2019年9月30日 までの間に開始する 事業年度	2019年10月1日以後に開始する事業年度	
		現 行	改正案
資本金又は出資金 1億円以下の普通 法人等	年400万円以下の所得	3.4%	5.0%
	年400万円超 年800万円以下の所得	5.1%	7.3%
	年800万円超の所得	6.7%	9.6%
資本金又は出資金 1億円超の普通法人	年400万円以下の所得	0.3%	1.9%
	年400万円超 年800万円以下の所得	0.5%	2.7%
	年800万円超の所得	0.7%	3.6%

## 適用時期

2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用



## 法人事業税の税率の改正②

### 改 正 内 容

#### ■ 現行及び改正案の税率対照表

区分	2016年4月1日から 2019年9月30日 までの間に開始する 事業年度	2019年10月1日以後に開始する事業年度	
		現行	改正案
特別法人	年400万円以下の所得	3.4%	5.0%
	年400万円超の所得	4.6%	6.6%
	特定の協同組合等の 年10億円超の所得	4.6%	7.9%
電気・ガス供給業及び 保険業を営む法人	収入金額	0.9%	1.3%
			1.0%

※ 資本金1億円超の普通法人の所得割の制限税率について、標準税率の1.7倍（現行：1.2倍）に引き上げる措置が講じられます。

### 適 用 時 期

2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用

# 特別法人事業税（仮称）の創設

## ポイント

地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を踏まえ、大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）が創設されます。

## 改正内容

消費税率10%段階において復元後の法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約3割）を分離し、特別法人事業税（仮称）（国税）とされます。

### 1. 改正案の税率表

区分		特別法人事業税率
法人	課税標準（※）	
資本金又は出資金1億円超の普通法人	所得割にかかる税額	260.0%
資本金又は出資金1億円以下の普通法人等	所得割にかかる税額	37.0%
特別法人	所得割にかかる税額	34.5%
電気・ガス供給業及び保険業を営む法人	収入割にかかる税額	30.0%

※ 標準税率により計算した所得割にかかる税額又は収入割にかかる税額が課税標準となります。

### 2. 申告納付

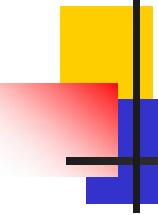
特別法人事業税（仮称）の申告納付は、都道府県に対して、法人事業税と併せて行うものとされます。

### 3. 地方法人特別税の廃止

地方法人特別税は2019年10月1日以後に開始する事業年度より廃止されます。

## 適用時期

2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用



# 特別法人事業譲与税（仮称）の創設

## ポイント

特別法人事業税（仮称）の税収を、一般財源として国から都道府県へ譲与するため、特別法人事業譲与税（仮称）が創設されます。

## 改正内容

### 1. 都道府県から国への払い込み

都道府県は特別法人事業税（仮称）として納付された額を一旦、国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込みます。

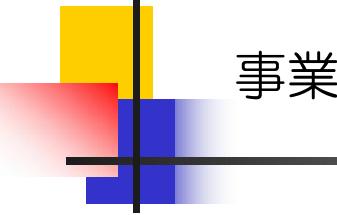
### 2. 国から都道府県への譲与

国は特別法人事業税（仮称）を財源として、特別法人事業譲与税（仮称）を都道府県へ譲与します。譲与の基準は下記のとおりとなります。

- (1) 特別法人事業税（仮称）を各都道府県の人口で按分します。
- (2) 当該年度の普通交付税の財源超過団体に対しては、(1)で求めた譲与額から一定額を控除します。
- (3) 当該年度の普通交付税の財源超過団体でない都道府県に対しては、(2)で控除した額をこれらの都道府県の人口で按分し、その金額を(1)で求めた譲与額に加算します。
- (4) (2)の財源超過額は、東京都に関しては、特別区との合算額を用います。

## 適用時期

2020年から譲与開始



## 事業税率等の改正に伴う措置

### ポ イ ン ト

特別法人事業税（仮称）の創設に伴い所要の措置が講じられます。

### 改 正 内 容

1. 特別法人事業税（仮称）の創設に伴い、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないよう、交付率が100分の7.7（現行：100分の5.4）に引き上げられます。  
その際、交付金の算定基礎から法人事業税の超過課税分を除く措置が講じられます。
2. 2020年2月以降に都道府県から国に払込まれた地方法人特別税の収入額を特別法人事業譲与税（仮称）の原資に加えるなどの所要の措置が講じられます。
3. 特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）については、適用後適当な時期において、適用後の状況を勘案し、必要があると認められるときは、所要の措置が講じられます。
4. 都道府県の財政運営に支障がないよう、法人事業税の標準税率の引下げ並びに特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）の創設により減収が生じる場合には、地方債の発行を可能とする措置が講じられます。
5. その他所要の措置が講じられます。

# 円滑・適正な納税のための環境整備①（法人税）

## ポイント

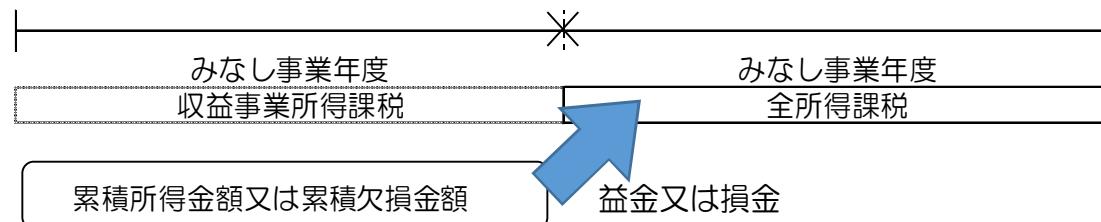
課税所得の範囲の変更に伴う調整措置について、次の見直しがおこなわれます。

## 改正内容

### ■ 特定公益法人等が普通法人に該当することとなる場合

公益法人等である一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算（※1）について、対象となる法人を公益法人等全般とした上、公益法人等が協同組合等に移行する場合についても対象とします。

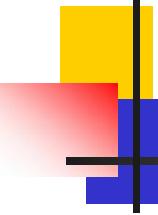
※1 公益社団法人・公益財団法人又は非営利型法人が非営利型法人以外の法人に該当することとなった場合には、過去の収益事業以外の事業から生じた所得の累積額又は欠損の累積額を益金の額又は損金の額に算入することとなります。



### ■ 特定普通法人等が公益法人等に該当することとなる場合

普通法人又は協同組合等である一般社団法人若しくは一般財団法人、医療法人又は生産森林組合が公益法人等に移行する場合に解散及び設立があったものとする措置（※2）について、対象となる法人を普通法人又は協同組合等全般とします。

※2 非営利型法人以外の法人が公益社団法人・公益財団法人又は非営利型法人に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日にその特定普通法人等が解散したものとみなし、その該当することとなった日にその公益法人等が設立されたものとみなして一定の法人税に関する法令の規定を適用します。



## 円滑・適正な納税のための環境整備②（法人税）

### ポ イ ン ト

法人税における仮想通貨の評価方法等について、次のとおり時価法を導入する等の措置が講じられます。

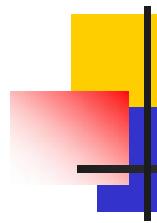
### 改 正 内 容

項目	取扱い（適用期限等）
① 期末評価	法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上します。
② 譲渡損益の計上時期	法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益については、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上します。
③ 譲渡原価の計算方法	仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法を移動平均法又は総平均法による原価法とし、法定算出方法を移動平均法による原価法とします。
④ 期末に有する未決済の仮想通貨	法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上します。

### 適 用 時 期

2019年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用

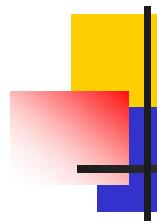
なお、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、会計上仮想通貨につき時価評価していない場合には、上記①及び②を適用しないことができる経過措置が講じられます。



## その他の円滑・適正な納税環境整備（法人税）

### 改 正 内 容

項目	取扱い
法人設立届出書等の届出書の添付書類	<p>①法人設立届出書及び外国普通法人となった旨の届出書について、定款等の写し以外の書類の添付を要しないこととなります。</p> <p>②収益事業開始届出書について、収益事業の概要等を記載した書類及び合併により設立した法人に係る書類の添付を要しないこととなります。</p>
投資法人等の課税の特例の見直し	<p>投資法人に係る課税の特例及び特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、他の法人の発行済株式又は出資の50%以上を有していないこととの要件に係る次の見直しが行われます。</p> <p>①他の法人の出資に匿名組合出資を含めることとなります。</p> <p>②匿名組合を通じて間接的に有する株式等を合算（その保有株式等に匿名組合出資割合を乗じて算出する。）して判定することとなります。</p>

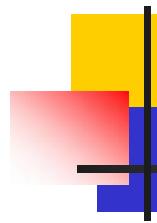


## その他の租税特別措置 法人税関係：拡充等①

### 改 正 内 容

【拡充等】

項目	取扱い（適用期限等）											
(1) 船舶の特別償却制度	<p>次の措置が講じられた上で、適用期限が2021年3月31日まで2年延長されます（所得税も同様）。</p> <p>① 外航船舶</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i. 対象に海上運送法の認定先進船舶導入等計画（導入に関するものに限る）に記載された特定先進船舶を追加</li><li>ii. 特別償却率</li></ul> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>特定先進船舶</th><th>特定先進船舶以外</th></tr></thead><tbody><tr><td>日本船舶</td><td>20%</td><td>現行18%⇒17%</td></tr><tr><td>日本船舶以外</td><td>18%</td><td>現行16%⇒15%</td></tr></tbody></table> <p>iii. 環境への負荷の低減に係る要件見直し</p> <p>② 内航船舶</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i. 環境への負荷の低減に係る要件見直し</li></ul>				特定先進船舶	特定先進船舶以外	日本船舶	20%	現行18%⇒17%	日本船舶以外	18%	現行16%⇒15%
	特定先進船舶	特定先進船舶以外										
日本船舶	20%	現行18%⇒17%										
日本船舶以外	18%	現行16%⇒15%										
(2) 医療用機器の特別償却制度	<p>次の見直しが行われます（所得税も同様）。</p> <p>① 次の仕組みが講じられるとともに、対象機器の見直しが行われた上で、適用期限が2021年3月31日まで2年延長されます（所得税も同様）。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i. 更新投資をする場合には、既存機器の有効利用率が一定以上であることにつき都道府県の確認を受けること</li><li>ii. 新増設をする場合には、同様の機器を有しない他の医療機関との共同利用を行うことにつき都道府県等の確認を受けること</li><li>iii. 上記の確認等を受けない場合には、地域医療構想調整会議における協議により適当な配置であると認められたことにつき都道府県の確認等を受けること</li></ul>											

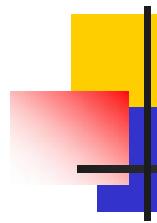


## その他の租税特別措置 法人税関係：拡充等②

### 改 正 内 容

#### 【拡充等】

項目	取扱い（適用期限等）
(2) 医療用機器の特別償却制度 (続き)	<p>② 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、2019年4月1日から2021年3月31日までの間に、勤務時間短縮用設備（※1）のうち一定の規模以上のもの（※2）の取得等をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の15%の特別償却ができるようになります。</p> <p>※1 器具備品（医療用機器含む）及びソフトウェアのうち、一定の計画に基づき取得等をするもの</p> <p>※2 1台又は1基の取得価額等が30万円以上のもの</p> <p>③ 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、2019年4月1日から2021年3月31日までの間に、構想適合病院用建物等（※3）の取得等をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の8%の特別償却ができるようになります。</p> <p>※3 医療法の構想区域等内において取得等をする病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち、次のいずれかに該当するもので、その構想区域等に係る都道府県の確認を受けたもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i. 既存の病院用又は診療所用の建物及びその附属設備についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること</li><li>ii. 改修により既存の病院用又は診療所用の建物において一の病床の機能区分に応じた病床等が増加する場合のその改修によるものであること</li></ul> <p>※4 上記における</p> <p>取得等：取得又は建設（改修のための工事による取得又は建設を含む）</p> <p>改修：増築、改築、修繕又は模様替え</p>

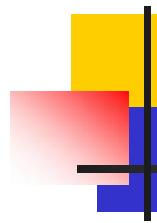


## その他の租税特別措置 法人税関係：拡充等③

### 改 正 内 容

#### 【拡充等】

項目	取扱い（適用期限等）
(3) 採鉱準備金又は海外採鉱準備金制度	<p>次の措置が講じられた上で、適用期限が2022年3月31日まで3年延長されます（採鉱準備金制度については所得税も同様となります）。</p> <p>① 海外採鉱準備金制度における国内鉱業者に準ずる法人等の要件のうち、国外鉱山を有する国外子会社に係るその法人の持株割合が50%以上の外国法人であることの要件等について、持分割合の判定が株数割合から議決権割合とされます。</p> <p>② 海外採鉱準備金制度における海外自主開発法人の要件について、採取鉱物引取数量割合要件が現行の30%以上から40%以上に引き上げられます。</p>
(4) 特定の医療法人の法人税率の特例	承認要件のうち、社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の80%を超えることの要件における社会保険診療等に係る収入金額の範囲に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づく障害福祉サービスに係る収入金額が加えられます。

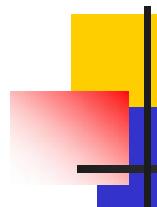


## その他租税特別措置法 法人税関係：延長①

### 改 正 内 容

#### 【延長】

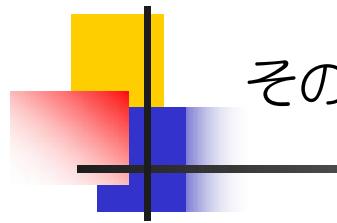
項目	取扱い（適用期限等）
(1) 沖縄の観光地形成促進地域において特定民間観光関連施設を取得した場合の法人税額の税額控除制度	適用期限：2021年3月31日まで2年延長
(2) 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の税額控除制度	適用期限：2021年3月31日まで2年延長
(3) 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度	適用期限：2021年3月31日まで2年延長 (所得税についても同様)
(4) 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度	適用期限：2021年3月31日まで2年延長 (特別償却制度については所得税も同様)
(5) 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度	適用期限：2021年3月31日まで2年延長 (特別償却制度については所得税も同様)
(6) 共同利用施設の特別償却制度	適用期限：2021年3月31日まで2年延長



## その他租税特別措置法 法人税関係：延長②

### 改 正 内 容

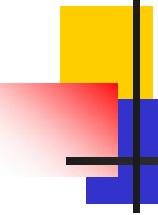
項目	取扱い（適用期限等）
(7) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度	次の措置の適用期限を2021年3月31日まで2年延長 (所得税についても同様) ① 過疎地域に係る措置 ② 半島振興対策実施地域に係る措置 ③ 離島振興対策実施地域に係る措置 ④ 奄美群島に係る措置 (奄美群島振興開発特別措置法の期限の延長が前提) ⑤ 振興山村に係る措置
(8) 沖縄の離島の地域において旅館業用建物等を取得した場合の特別償却制度	適用期限：2021年3月31日まで2年延長 (所得税についても同様)
(9) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度	適用期限：2021年3月31日まで2年延長 (所得税についても同様)
(10) 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除制度	適用期限：2021年3月31日まで2年延長
(11) 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得控除制度	適用期限：2021年3月31日まで2年延長
(12) 沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得控除制度	適用期限：2021年3月31日まで2年延長



## その他租税特別措置法 法人税関係：廃止・縮減等

### 改 正 内 容

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 公害防止用設備の特別償却制度	2019年3月31日をもって廃止（所得税についても同様）
(2) 自動車教習用貨物自動車の特別償却制度	2019年3月31日をもって廃止
(3) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度	機械装置の取得価額要件を400万円以上（現行：240万円以上）に引き上げた上、その適用期限を2021年3月31日まで延長
(4) 特定都市再生建築物等の割増償却制度の見直し	① 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において整備される建築物の割増償却率を25%（現行：30%）に引き下げた上、その適用期限を2021年3月31日まで延長 ② 雨水貯留利用施設に係る措置は、2019年3月31日をもって廃止 (①②ともに所得税についても同様)
(5) 新事業開拓事業者投資損失準備金制度	2019年3月31日をもって廃止
(6) 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例	2019年3月31日をもって廃止 経過措置：2019年4月1日から2023年3月31日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、現行法による割増率（10%）に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増しが認められます。
(7) 中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例	2019年3月31日をもって廃止
(8) 農業協同組合等の合併に係る課税の特例	適用対象から全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会との合併を除外した上、その適用期限2022年3月31日まで延長



## その他の租税特別措置 地方税関係：新設・延長①

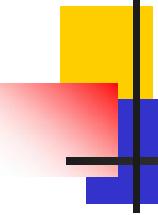
### 改 正 内 容

#### 【新設】

項目	取扱い（適用期限等）
電気供給業を行う法人の事業税の課税標準の特例	電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、次の金額を追加する課税標準の特例措置が5年間講じられます。  一般送配電事業者及び送電事業者による小売電気事業又は発電事業の兼業が禁止されることに伴い分社化しグループ会社となった電気事業者の間の取引に係る収入金額のうち、電気の安定供給の確保のためにやむを得ずグループ会社間で行わなければならないものとして事前に経済産業大臣の承認を受けた取引を行う場合において当該取引の料金として支払うべき金額に相当する金額

#### 【延長】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) ガス供給業を行う法人の事業の課税標準の特例	適用期限が2022年3月31日までに開始する事業年度に3年延長されます。



## その他の租税特別措置 地方税関係：新設・延長②

### 改 正 内 容

【延長】

項目	取扱い（適用期限等）
(2) 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例	
(3) 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例	
(4) 新関西国際航空株式会社及び関西国際空港土地保有株式会社に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例	
(5) 中部国際空港株式会社に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例	適用期限が2024年3月31日まで5年延長されます。
(6) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例	
(7) 東京湾横断道路株式会社に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例	
(8) 株式会社地域経済活性化支援機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例	

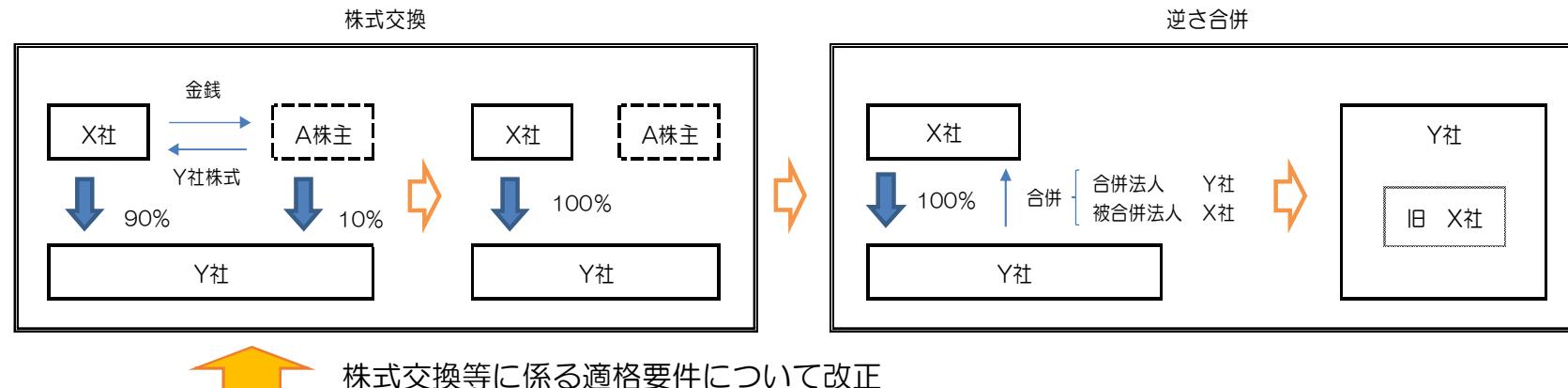
# 組織再編税制の見直し①

## ポイント

株式交換等後に、株式交換等完全親法人を被合併法人、株式交換等完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合には、その適格要件のうち、完全支配関係継続要件、支配関係継続要件、親子関係継続要件については、その合併の直前の時までの関係により判断することとなります。

## 改正内容

株式交換等の後に、株式交換等完全親法人を被合併法人とし、株式交換等完全子法人を合併法人とする適格合併（逆さ合併）を行うことが見込まれている場合には、その株式交換等に係る適格要件のうち、完全支配関係継続要件、支配関係継続要件、親子関係継続要件については、合併の直前の時までの関係により判断することとなります。



現 行	改正案
株式交換等の組織再編によって他の会社を完全子法人にした後、当該組織再編後の完全子法人を存続会社として組織再編後の完全親法人との逆さ合併を行う場合、完全支配関係継続要件、支配関係継続要件、親子関係継続要件を満たさないとされます。	株式交換等の組織再編によって他の会社を完全子法人にした後、当該組織再編後の完全子法人を存続会社として組織再編後の完全親法人との逆さ合併を行う場合、完全支配関係継続要件、支配関係継続要件、親子関係継続要件については、適格合併の直前の時までの関係により判断することとなります。

## 適用時期

明記なし

## 組織再編税制の見直し②

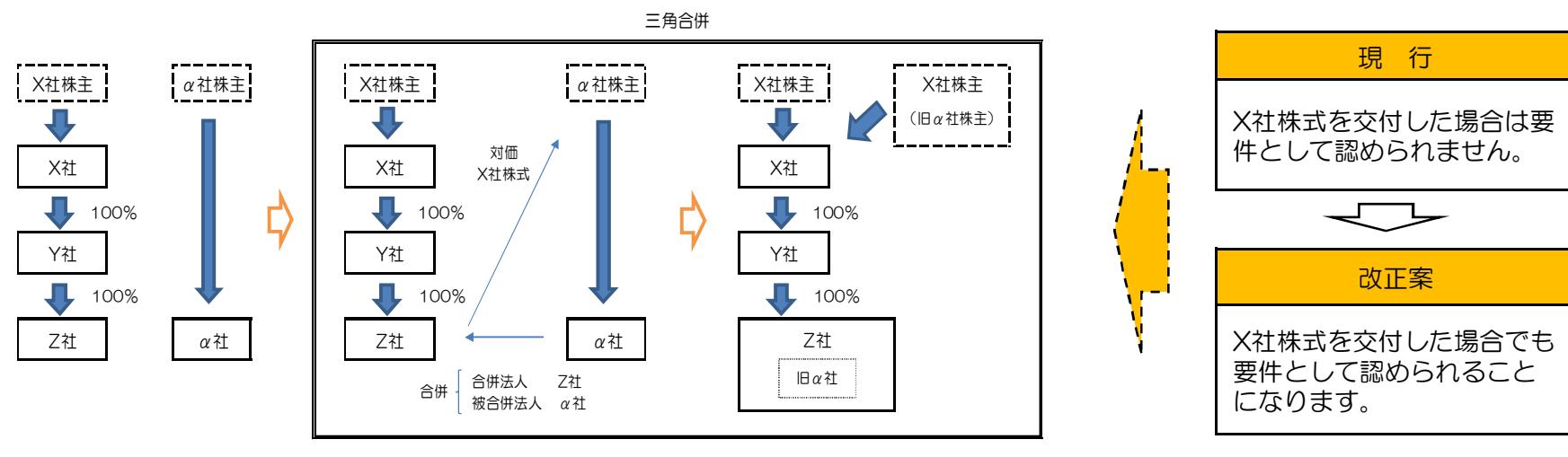
### ポイント

「合併、分割及び株式交換に係る適格要件」並びに「被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上を繰り延べる要件」のうち、対価に関する要件について、対象となる合併法人等の親法人の株式の範囲に合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人の株式を加えることになります。  
(旧株の譲渡損益の繰延要件は、所得税についても同様)

### 改正内容

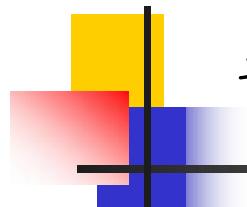
「合併、分割及び株式交換に係る適格要件」並びに「被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上を繰り延べる要件」のうち、対価に関する要件について、以下のように拡充されることになります。(旧株の譲渡損益の繰延要件は、所得税についても同様)

現 行	改正案
直接の親法人の株式を対価とする要件しか認められません。 (三角合併等における再編当事者が、その対価としての直接の親法人以外の完全親法人の株式を交付する場合は要件として認められないため)	合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人の株式が、対価に関する要件に加えられることになります。 (三角合併等における再編当事者が、その対価としての直接の親法人以外の完全親法人の株式を交付する場合も要件として認められるため)



### 適用時期

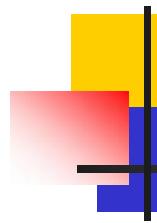
明記なし



## その他の法人税法の改正①

### 改 正 内 容

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 公益法人等の収益事業に係る課税	収益事業から除外される理容師法又は美容師法の規定により都道府県知事の指定を受けた施設で行う技芸の教授に、修得者課程における技芸の教授で修業期間が1年以上（通信課程にあっては1年6ヶ月以上）であること等の要件が追加されます。
(2) 漁業法等の改正に伴う措置	漁業法等の一部を改正する等の法律附則の規定により、改正後の漁業法の免許を受けたものとみなされる改正前の漁業権について、所要の措置が講じられます。（所得税についても同様）
(3) 連結納税への加入時期の特例の適用を受けるための手続き	法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に完全支配関係を有する場合に、連結納税への加入時期の特例の適用を受けるための手続きについては、連結親法人又は連結親法人となる法人に一元化されます。
(4) 連結子法人の本店所在地等に異動があった場合に提出する届出書	連結子法人の本店所在地等に異動があった場合に提出する届出書について、その届出書は連結子法人（現行：連結親法人）が提出し、連結親法人の納税地の所轄税務署長への提出は不要となります。



## その他の法人税法の改正②

### 改 正 内 容

#### 【法人税】

項目	取扱い
国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入	国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金でAI活用グローバルデータプラットフォーム創出事業（仮称）等に係るものが加えられます。

#### 【地方税】

項目	取扱い
公益法人等の範囲	農業協同組合法の改正により農業協同組合中央会から組織変更した農業協同組合連合会のうち、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いることができるものについて、収益事業を行わない場合には、引き続き法人住民税及び法人事業税について非課税とする措置が講じられます。
個人の事業税に係る課税客体の認定	個人の事業税に係る課税客体の認定上、薬剤師が薬局において販売した場合に薬剤師業とされる医薬費の範囲について、要指導医薬品がその対象となることが明確化されます。

# 役員の業績連動給与に係る損金算入手続きの見直し

(法人税・法人住民税・事業税)

## ポイント

前々年度の税制改正に利益連動給与から業績連動給与として変更されたものについて、制度の普及を促進させるため、手続要件等の緩和がおこなわれます。

## 改正内容

### ■ 業績連動給与の手続に係る要件

	現行	改正案
報酬委員会及び 報酬諮問委員会	報酬委員会等を設置する法人の業務執行役員が報酬委員会等の委員でないこと	左記の要件を除外し、業務執行役員が自己の業績連動給与の決定等に係る決議に参加していないことの要件を追加
	-	報酬委員会等（※1）の委員の過半数が独立社外役員であること及び委員である独立社外役員の全てが業績連動給与の決定に賛成していることの要件を新設
監査役会設置会社・ 監査等委員会設置会社	監査役会設置会社における監査役の過半数が適正書面を提出した場合の取締役会の決定及び監査等委員会設置会社における監査等委員の過半数が賛成している場合の取締役会の決定の手続きが必要	現行の手続要件を除外

※1 報酬委員会等とは報酬委員会及び報酬諮問委員会の総称

## 適用時期

2019年4月1日以後に支給に係る決議をする給与について適用

なお、経過措置として2019年4月1日から2020年3月31日までの間に支給に係る決議をする給与については、現行の手続きによる損金算入が認められます。

